

beat/solo サービス利用規約 (beat/solo 見守りサービス利用規約 兼用)

富士フイルムビジネスイノベーション株式会社

表題の利用規約は、beat サービス共通規約の部分と、beat サービス共通規約に付帯する表題の基本サービスの基本サービス契約条項およびオプションサービス条項一覧表の部分で構成されています。表題の利用規約は、当社の公式ホームページの最新の内容が優先されます。

■beat サービス共通規約

当社の公式ホームページに beat サービス共通規約を単独で掲載している場合は、当社の公式ホームページの最新の内容が優先されます。

第1条 (利用規約の適用)

1. 富士フイルムビジネスイノベーション株式会社(以下、当社といいます)は、beat サービスの管理、運営者として、beat サービス共通規約および beat サービス共通規約に付帯する基本サービス毎の基本サービス契約条項およびオプションサービス条項一覧表(以下、本利用規約と総称します)を定めます。
2. 当社、当社の販売会社、当社および当社の販売会社が定めた販売店(県別特約店および地域販売店を含みます)を総称して以下、サービス提供者といいます。サービス提供者は、本利用規約を遵守することを条件として、beat サービスをご契約されたお客様(以下、お客様といいます)に第4条に定める beat サービスを提供します。
3. 第3条で定義するサービス契約と本利用規約の内容が矛盾・抵触する場合は、本利用規約が優先して適用されます。
4. サービス提供者は、日本国内に所在または居住するお客様に対して本サービスを提供するものとし、日本国以外に所在または居住するお客様に対して本サービスの提供責任を負いません。

第2条 (利用規約の変更)

1. 富士フイルムビジネスイノベーション株式会社は、本利用規約を変更することがあります。この場合の利用条件は、変更後の利用規約によります。
2. 本利用規約の変更は、サービス提供者からお客様に Web サイトまたは電子メール、その他の方法により通知するものとし、この通知がお客様に到達しない場合であっても、変更後の利用規約を適用するものとし、

第3条 (定義)

本利用規約において、次の用語を以下のとおり定義するものとします。

- (1) サービス契約とは、お客様とサービス提供者間で成立する beat サービスに関する契約を意味します。
- (2) 本サービスとは、本利用規約にもとづきサービス提供者がお客様に提供する、第4条に定めるサービスを意味します。
- (3) 基本サービスとは、サービス契約にて契約した基本サービスを意味します。
- (4) オプションサービスとは、基本サービスに付加するサービスを意味します。
- (5) beat-box とは、富士フイルムビジネスイノベーション株式会社がお客様に貸与する本サービスの提供に必要な機械装置を意味します。
- (6) beat-noc とは、本サービスの提供を管理するサービス提供者指定のセンターを意味します。
- (7) ソフトウェアとは、本利用規約にもとづきサービス提供者がお客様に提供するサービス提供者所定のコンピューター・プログラムを意味します。
- (8) PC とは、お客様が使用するパーソナル・コンピューターを意味します。
- (9) ISP とは、インターネットへの接続サービスを提供する団体または事業者を意味します。
- (10) お客様等とは、お客様およびお客様とサービス提供者所定の複数拠点接続サービスを共有する他の契約者を意味します。
- (11) コミュニティとは、お客様等がサービス提供者所定の複数拠点接続サービスを契約した場合、お客様等に設置された beat-box の集合を意味します。
- (12) コミュニティ責任者とは、お客様等が承認したコミュニティの管理責任者を意味します。
- (13) 設置場所とは、本サービスの対象となる機器等の日本国内における使用場所を意味します。
- (14) 利用者とは、次に該当する本サービスの利用者またはアカウントを意味します。
 - ① 本サービスのネットワーク配下において、本サービスの提供する機能に影響を受ける端末を利用する者(お客様の正社員、契約社員等、お客様の業務上の指揮命令を受ける労働者以外の第三者を含む)
 - ② 手動または自動的に beat-box に登録されたアカウント
- (15) サイバーインシデント駆けつけ・初動対処は、beat/solo 見守りサービス専用の用語です。サイバーインシデント駆けつけ・初動対処とは、当社が定めたウイルス検知の発報通知(以下、発報または発報通知といいます)が発生した際に所定の手順を踏み、第5条第13号に定める条件に従って実施する、対象のPCへの対処を意味し、その内容は当社の公式ホームページの本サービス専用ページに掲載する、サイバーインシデント駆けつけ・初動対処に関する最新の記述のとおりとします。なお、サービス提供者が作成する広報媒体等その他の書面において便宜上「保険」「駆けつけ」と呼称する場合があります。

- (16) beat-box 責任者とは、お客様の本サービスにおける共有機器の設定、利用者の追加、メンバーリストやグループの追加および共有フォルダの追加等の設定を行うための画面にログインできる者をいいます。
- (17) 取扱店契約とは、富士フィルムビジネスイノベーション株式会社、富士フィルムビジネスイノベーション株式会社の販売会社および県別特約店以外の取扱店を介して本サービスを契約することを意味します。
- (18) 基本サービス beat/basic サービスおよび基本サービス beat/basic サービスⅡを総称して、基本サービス beat/basic サービスまたは beat/basic サービスといたします。

第4条 (本サービスの内容)

1. サービス契約にて契約した基本サービスに該当する基本サービス契約条項が適用されます。オプションサービス条項一覧表は、その適用された基本サービス契約条項に付帯するものが適用されます。例えば、サービス契約で契約した基本サービスが beat/active サービスであった場合は、beat/active サービス版の基本サービス契約条項および beat/active サービス版のオプションサービス条項一覧表が適用されます。
2. お客様は、サービス契約にて基本サービスを契約した場合、当該契約にともなう初期登録サービスをあわせて契約するものとします。
 - (1) サービス提供者は次の初期登録作業を行います。
 - ① beat-box の設置
 - ② お客様の LAN (HUB 等)、回線終端装置、モデムへの beat-box 付属ケーブルの接続
 - ③ beat-noc への接続設定
 - (2) 第1号の初期登録作業には、次の作業は含まないものとします。
 - ① PC の設置および環境設定
 - ② LAN の構築および配線
 - ③ 回線終端装置やモデムの設置および設定
 - (3) 第1号の作業において、設置作業に必要な情報をお客様がサービス提供者の技術者に開示せずに、サービス提供者の技術者が当該設置作業を完了できない場合、当該設置作業を完了するまでに要したサービス提供者の技術者訪問回数に応じて、サービス提供者はお客様にサービス提供者所定の訪問料金を請求することができるものとします。
3. お客様が契約した本サービスの内容を変更する場合、お客様は本サービスの内容を変更する旨の注文(以下、変更注文といたします)を、サービス提供者所定の書面で申し込むことができます。富士フィルムビジネスイノベーション株式会社、富士フィルムビジネスイノベーション株式会社の販売会社および県別特約店と契約した場合は、本項各号に規定する条件にもとづき、書面での申し込みのほか、電子的にサービス提供者に申し込むことができるものとします。
 - (1) 本項においては、用語を次のとおり定義します。
 - ① 指定サイトとは、beat-box に設定された本サービスの変更申込みに関する画面および当該画面からログインし、変更注文を送信するまでに表示される Web ページをいいます。
 - ② 変更項目とは、指定サイト内に変更注文できる旨記載された項目をいいます。
 - ③ 責任者用 ID・パスワードとは、beat-box 責任者が本サービスにおける利用者の追加等の設定を行う画面にログインするための ID およびパスワードをいいます。
 - (2) お客様は、beat-box 責任者全員に対して、変更項目についてサービス契約の内容を変更する権限を授与するものとします。
 - (3) beat-box 責任者が指定サイトに責任者用 ID・パスワードでログインし、指定サイトに記載された手順に従って変更項目について変更注文を送信した場合、当該変更注文は、お客様が行ったものとみなし、その法的効果はお客様に帰属するものとします。
 - (4) お客様は、責任者用 ID・パスワードに関し、次の管理責任を負うものとします。
 - ① お客様は責任者用 ID・パスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用によりサービス提供者あるいは第三者に損害を与えることのないよう万全の措置を講じるものとします。また、お客様は責任者用 ID・パスワードの不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。
 - ② お客様は、責任者用 ID・パスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちにサービス提供者にその旨を連絡するものとします。
 - (5) サービス提供者は、責任者用 ID・パスワードの漏えい、不正使用などから生じた一切の損害について、責任を負わないものとします。

第5条 (提供条件)

サービス提供者が本サービスを提供する条件は次のとおりとします。

- (1) お客様が本サービスを利用できる利用者数は、別途富士フィルムビジネスイノベーション株式会社が指定する利用者数を上限とします。ただし、お客様が当該上限を超える利用者数を希望する場合、別途利用者数を追加できるオプションサービスを契約することにより追加できるものとします。
- (2) 本サービスで利用する通信回線および ISP の提供品質等については、サービス提供者は責任を負いません。
- (3) 前号の通信回線および ISP はお客様の費用と責任で各事業者と契約し、お客様は当該契約にもとづき費用を負担するものとします。
- (4) お客様は、本サービスを円滑に提供する目的でサービス提供者がリモートで beat-box およびお客様ネットワーク環境にアクセスすること、ネットワークのトラフィック状況またはセキュリティ状況を分析することをサービス提供者に許可するものとします。その場合、お客様はサービス提供者がアクセスする beat-box およびお客様ネットワーク環境において、メールアドレス・パスワード・データ等を厳重に管理するものとします。
- (5) サービス提供者の指定するサービス拠点から 100km 以上離れている場所にサービス提供者の技術者を派遣して本サービスを提供する場合、お客様はサービス提供者の請求にもとづきサービス提供者所定の遠距離保守サービス料金等をサービス提供者に支払

- うものとして。
- (6) サービス提供者の技術者が障害原因を調査した結果、beat-box および beat-box に格納するソフトウェア以外の機械装置、器具類またはコンピューター・プログラムに原因があることが判明した場合、お客様はサービス提供者所定の基準により計算される原因調査料金をサービス提供者に支払うものとして。
 - (7) お客様は、サービス提供者所定の適切な設置環境を確保し、サービス提供者が技術者を派遣する場合、当該技術者が安全に必要な作業を提供できる状態を維持するものとして。
 - (8) お客様は、beat-box に接続する機械装置、コンピューター・プログラムおよびデータを取り外し、かつ設置使用環境、接続使用する製品側の原因その他影響を与え得ると合理的に判断される要因を、サービス提供者が要請した場合、お客様の費用と責任において調査するものとして。
 - (9) 次のいずれかの事由に該当する場合、サービス提供者は本サービスの提供義務を免れるものとして。
 - ① サービス提供者所定の取扱説明書等に記載された操作方法以外の使用またはサービス提供者所定の設置使用環境以外での使用に起因する故障・障害
 - ② 誤操作、落下、電磁的影響、強い衝撃その他取扱い上の不注意に起因する故障・障害
 - ③ beat-box 以外の機械装置、付属品以外の器具類・ケーブル等またはソフトウェア以外のコンピューター・プログラムに起因する故障・障害
 - ④ サービス提供者が指定する者以外の者による beat-box の修理もしくは改造またはサービス提供者が指定する方法以外の方法による beat-box の移動に起因する故障・障害
 - ⑤ 火災、風水害、地震等の天災地変およびその他不可抗力に起因する故障・障害
 - ⑥ サービス提供者の指定する仕様規格以外のパーツまたは消耗品等の使用に起因する故障・障害
 - ⑦ お客様が作成したコンピューター・プログラムおよびデータの復旧、お客様が独自に設定した使用環境への復旧その他納入時と異なる状態への復旧
 - ⑧ お客様が使用する LAN の故障・障害
 - ⑨ 高所作業、重量物の移動を伴う作業その他の危険作業
 - (10) サービス契約第 7 条にもとづきお客様が beat-box の設置場所を変更し、新たな設置場所の使用環境により本サービスの全部または一部が利用できない場合においても、お客様はサービス契約第 6 条第 1 項で定義する料金をサービス提供者に支払うものとして。ただし、新たな設置場所においてサービス提供者が本サービスを提供できない場合、お客様およびサービス提供者はサービス契約の継続可否について協議するものとして。
 - (11) お客様は、サービス提供者がお客様の機密情報を本サービスの履行もしくは必要に応じたお客様への提案または情報提供の目的で使用することに同意するものとして。なお、サービス提供者が富士フィルムビジネスイノベーション株式会社以外の場合、サービス提供者は富士フィルムビジネスイノベーション株式会社および本サービスの履行に必要な関連会社にお客様への提案および情報提供の送信を委託できるものとして。
 - (12) 本号は beat/basic サービスに適用されます。お客様は beat-box で受信したメールを他のメールサーバーに転送することができないものとして。
 - (13) 本号は beat/solo 見守りサービスに適用されます。お客様は、サイバーインシデント駆けつけ・初動対処の内容および条件に関する次の各事項につき確認のうえ、同意します。本号において当社とは、富士フィルムビジネスイノベーション株式会社を意味します。
 - ① beat/solo 見守りサービスの beat-box が設置されている事業所の敷地内において、その beat-box の配下にあるお客様が所有または管理する PC (私的に所有している PC を除き、以下、対象 PC といいます) のウイルス検知が起因となり、当社が定めた発報通知が beat-box 責任者に送付された後、beat-box 責任者が、当該発報通知日を含む 30 日間以内に、相談窓口 (beat コンタクトセンター) にご連絡し駆けつけを要請の上、駆けつけが必要と相互に確認された場合 (当社所定の確認書によるお客様の確認を含みます) に、当社指定の保守会社 (当社自身の場合を含み、以下、保守会社と総称します) による現地への駆けつけ作業を受けられるものとして。駆けつけ作業の費用については本利用規約「別紙 1」および「別紙 2」の条件 (対象 PC 数の上限、利用回数制限、保険金上限額等を含み、以下、対象条件と総称します) に基づき、当社が契約する保険会社 (以下、保険会社といいます) が定める保険金をお支払いします (実質的にはお客様への保険金の現金支払いはなく、保険金上限額の範囲内での役務提供 (駆けつけ作業) の現物給付となります)。
 - ② 駆けつけ作業として、保守会社は、お客様自身が発報前 (ウイルス感染前) に対象 PC にあらかじめ設置し実行しているウイルス対策ソフトの最新のウイルス定義ファイルを用いてウイルスのスキャンを実施し、当該ウイルス対策ソフトウェアの機能によって隔離または駆除を試みます。また、お客様が対象 PC の初期状態を復元するメディア (当社が対象とするメディア) をお持ちの場合は、お客様の同意を確認した上で、対象 PC の初期状態に復元を試みます。保守会社は、発報通知に起因した対象 PC について、対象条件に基づき、駆けつけ作業を行います。駆けつけ作業において試みた作業 (ウイルスのスキャンの試み、ウイルスの隔離または駆除の試み、対象 PC を初期状態に復元する試み) は、その成否にかかわらず保険適用の利用回数として記録され、対象条件を超えた作業は、お客様に別途料金がかかります。所要時間や作業内容等により、保険対象とならない作業においては、別途保守会社に発注するか否かをお客様の責任において判断するものとし、もし発注する場合には当該超過費用はお客様が自己の負担で直接保守会社に支払うものとして。
 - ③ 保険金の被保険者は、本サービスの契約者であるお客様ですが、お客様の事務軽減の観点から、保険金請求に関する保険会社との請求事務手続きを当社が行うこととすべく、当社に対し保険金請求権を委任するものとみなします。また、保険金のお支払先を保守会社とすべく、当社に保険金受領権を委任するものとみなします。本号に規定する保険金請求権委任ならびに保険金受領権委任は本サービス利用にあたっての申込条件とし、お客様が本サービス申込をした時点で本件につき承諾したものとみなします。
 - ④ 当社は、お客様が別途ご加入のサイバー保険の同時適用の検討および申込手続きの代行はいたしません。当社が定めた駆けつけ作業の費用について本第 (13) 号に定める保険を適用した費用については、他の保険を利用することはできません。
 - ⑤ サイバーインシデント駆けつけ・初動対処の内容および条件は、当社の公式ホームページの本サービス専用ページに掲載される、サイバーインシデント駆けつけ・初動対処に関する最新の記述のとおりとし、本利用規約その他の記載と、当社の公式ホームページの記述が異なる場合には、当社の公式ホームページ上の最新内容が優先されます。

第6条 (beat-box等の所有権)

1. beat-box および付属品の所有権は当社に属し、お客様はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従い使用します。
2. お客様の故意または過失により、beat-box が故障、破損または紛失した場合、お客様はサービス提供者および当社に生じた損害を賠償するものとします。
3. お客様は、当社の所有権を侵害する第三者の行為に対して、差押、仮差押、仮処分、公租公課の滞納処分その他いかなる事由であっても、beat-box が当社の所有に属することを主張、証明するものとします。これらの事態が発生した場合、お客様はただちにその旨をサービス提供者に通知し、サービス提供者の指示に従います。

第7条 (免責)

1. サービス提供者は、本サービスおよびソフトウェア(本条において本サービス等という)が特定の使用目的のために適切かつ有用であること、本サービス等の実行が中断されないことおよびその実行に誤りがないこと、本サービス等がサービス提供者所定の稼働環境以外の環境で作ること、本サービス等に含まれている機能のすべてがお客様により選択されたコンピューター・プログラムの組合せで正しく実行されることを保証するものではありません。
2. ウイルスチェック機能において、全てのウイルスをチェックできることを保証するものではありません。
3. 不正アタック、ウイルス、通信上の不法行為等によりお客様に損害が発生した場合でもサービス提供者はその責めを負わないものとします。
4. お客様が beat-box 責任者を登録せず、サービス提供者のお客様に対する情報提供が未着であったことに起因しお客様に損害が生じた場合でもサービス提供者はその責めを負わないものとします。
5. 本サービスは、身体的傷害、財産の損失または人命の損失につながると合理的に予想されるアプリケーション(例えば医療システム、輸送管理システム、および原子力発電アプリケーションを含むがこれらに限定されません)内での使用を想定したものではありません。当該アプリケーション内で本サービスを利用したことによって生じたお客様の損害につき、サービス提供者はその責めを負わないものとします。
6. 前5項は、本サービス等の稼働不良およびセキュリティに対するサービス提供者の責任のすべてを規定したものであり、法律上の瑕疵担保責任を含むすべての明示または黙示の保証責任に代わるものとします。

第8条 (お客様の責任)

1. お客様は、サービス提供者が推奨する PC の動作環境ならびにサービス提供者が指定する内容で PC および beat-box を設定し、本サービスを利用するものとします。
2. お客様は、次の事項をお客様の費用と責任において常時実施するものとし、サービス提供者は当該プログラムおよびデータの保護について責任を負わないものとします。
 - (1) お客様は、beat-box および beat-box とローカルエリアネットワーク等で接続されたお客様の機器等、お客様が本サービスを利用するために格納したプログラムおよびデータの保護のため、適切な防御措置を施すこと
 - (2) beat-box の盗難、破壊、不正操作を防止するため、適切な保安処置を施すこと
3. お客様は、beat-box について、次の行為を行わないものとします。
 - (1) サービス提供者が指定したコネクタおよびスロット以外のものを beat-box に接続すること
 - (2) beat-box を分解すること
 - (3) beat-box に独自のプログラムをインストールすること
 - (4) beat-box を電子通信傍受の目的で使用すること
 - (5) 本サービス以外の目的に beat-box を使用すること
4. お客様は、ソフトウェアの使用にあたり表示されるソフトウェアの使用許諾条項または使用条件等を遵守するものとします。
5. お客様は、サービス提供者が beat-box 内に保存された情報(氏名、メールアドレス、パスワード、リモートアクセスをご利用の場合にはリモートアクセスに関する情報、その他 beat-box 内に保存されたお客様の利用情報等)を当社のデータセンターにて取得し、beat-box の故障、破損に伴う設定情報の復元のために利用することを承諾するものとします。サービス提供者によるその他の利用目的および取扱いについては、適用される個人情報の保護に関する法令および次のプライバシーポリシーを遵守します。

富士フイルムビジネスソリューション株式会社 製品・サービスにおけるプライバシーポリシー
https://direct-fb.fujifilm.com/ap1/sc/privacy_policy_fbd/
6. お客様は、ソフトウェアの全部または一部について、サービス契約の有効期間中はもちろん、終了後といえども次の行為を行わないものとします。
 - (1) 第三者への譲渡または担保権の設定
 - (2) 第三者に対する再使用権の設定
 - (3) 解析(逆アセンブル)、翻案(逆コンパイル)その他のリバースエンジニアリング
 - (4) 変更、切除その他の改変
 - (5) 第三者へのソフトウェアおよびこれに関して知り得た技術情報(サービス契約第9条第1項に定める適用除外情報を除く)の開示
 - (6) ソフトウェアの全部または一部を構成部分として組込んだプログラムの作成または第三者への開示、販売、賃貸、使用許諾
7. お客様は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。
 - (1) サービス提供者あるいは第三者の名誉、信用、プライバシー等の人格的利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - (2) サービス提供者あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - (3) 他人の情報を用いて、ドメイン名の登録を行う行為

- (4) 不正競争防止法に違反する行為、またはそのおそれのある行為
- (5) サービス提供者あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (6) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または他者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為およびそれに類する行為
- (7) 犯罪行為あるいは犯罪行為をそそのかし若しくは容易にさせる行為、またはそれらのおそれのある行為
- (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (9) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為
- (10) 本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (11) 第三者のサービスの利用に支障を与える方法あるいは態様においてサービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (12) コンピューター・ウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピューター・プログラムを、サービスを利用して使用し、または、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (13) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為
- (14) 無限連鎖講の防止に関する法律が規定する無限連鎖講あるいはそれに類似する行為
- (15) その他、他人の法的利益を侵害し、または、公序良俗に反する方法あるいは態様においてサービスを利用する行為
- (16) 本項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する行為を含むものとします。

第9条 (機能変更・停止)

1. サービス提供者は、機能改良、サービス契約または本利用規約の条件で本サービスを継続させる目的もしくは不正アタック、ウイルスなど新たな攻撃手法の出現に対応する目的で、お客様に貸与している beat-box を交換すること、もしくはサービスの仕様または提供内容をお客様の承諾を得ずに変更または停止することができるものとします。この場合、サービス提供者はお客様に、当該変更内容を事前に通知するものとし、当該通知の内容はサービス契約および本利用規約に優先して適用されるものとします。
2. 前項にもとづき、サービス提供者の指定する技術者の訪問による作業が発生する場合、当該作業はサービス提供者所定の営業日・営業時間内に実施するものとします。
3. お客様が使用する beat-box を本条第1項に記載する目的または故障等により、サービス提供者が交換する場合、富士フイルムビジネスイノベーション株式会社は仕様変更後の beat-box をお客様に貸与することがあります。

第10条 (サービス提供の制限・中断)

1. サービス提供者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、その他公共の利益のために緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、提供中断を含め本サービスの提供を制限する措置を採ることがあります。
2. サービス提供者は、サービス提供者の設備の保守、工事、法定点検、または障害等やむをえないときには、本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
3. 本サービスの全部または一部の提供を中止する場合、サービス提供者はお客様に対し、その旨を事前に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。
4. 本条の定めにより、本サービスの全部または一部が中断、制限された場合といえども、サービス契約第6条第1項で定義する料金等は返還されないものとします。

第11条 (提供停止)

1. サービス提供者は、お客様が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。
 - (1) サービス契約または本利用規約上の債務の履行を怠ったとき
 - (2) 本利用規約第8条(お客様の責任)の規定に反したとき
 - (3) 本サービスの利用に関し、直接または間接にサービス提供者または第三者に対し重大な支障(設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えたとき
 - (4) サービス提供者所定の beat サービスユーザーズガイドの安全上の注意事項に違反し、本サービスを使用したとき
 - (5) サービス契約第6条第1項で定義する料金等の支払いを怠ったとき
 - (6) その他、サービス提供者が本サービスの提供を不相当と判断するとき
2. お客様が前項各号に該当する行為を行っているか、またはその合理的な疑いがあると判断される場合、サービス提供者は事前の通知なく、全部もしくは一部の利用を停止し、あるいは停止のために、beat-box の撤収を含め必要な措置を取ることができるものとします。

第12条 (一部サービスの終了)

利便性の低下または代替サービスの出現等の理由により、本サービスのうち一部のサービスの利用者が極めて少なくなった場合、サービス提供者は6か月前までに当該サービスの利用者に通知し、当該サービスの提供を終了することができるものとします。

第13条 (お客様の発注取消)

お客様がサービス提供者に注文書を交付した後、サービス提供者の責に起因しない理由で当該発注を取り消した場合、お客様は発注取消しまでにサービス提供者が負担した費用を、サービス提供者に支払うものとします。

第 14 条（解約加算金）

- (1) 本号は、beat/basic サービス、および、beat/active サービスに適用されます。サービス契約第 3 条第 2 項の定めにかかわらず、サービス契約開始日から 1 年後の応当日の前々日以前に、基本サービスを解約した場合またはサービス契約第 13 条にもとづきサービス提供者がサービス契約を解除した場合、お客様はサービス契約第 1 条第 4 号で定める「サービス料金」とは別に、解約日の翌日を起算日としてサービス契約開始日から 1 年後の応当日の前日までの期間に応じて日割計算した基本サービス料金相当額を解約加算金としてサービス提供者に支払うものとします。
- (2) 本号は、beat/solo サービス、および、beat/solo 見守りサービスに適用されます。サービス契約第 3 条第 2 項の定めにかかわらず、サービス契約開始日から 2 年後の応当日の前々日以前に、基本サービスを解約した場合またはサービス契約第 13 条にもとづきサービス提供者がサービス契約を解除した場合、お客様はサービス契約第 1 条第 4 号で定める「サービス料金」とは別に、解約日の翌日を起算日としてサービス契約開始日から 2 年後の応当日の前日までの期間に応じて日割計算した基本サービス料金相当額を解約加算金としてサービス提供者に支払うものとします。

第 15 条（損害賠償）

お客様がサービス提供者の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、サービス提供者は、サービス契約に別段の定めがある場合を除き、損害の原因となったサービスに係わるサービス契約第 4 条に定めるサービス料金（「サービス料金」が月額払いの場合は 1 か月分の「サービス料金」とし、「サービス料金」が一括払い方式として定められている場合は該当する「サービス料金」とする）を上限とする通常かつ直接の損害についてのみ責任を負うものとします。

第 16 条（サービス契約終了時の措置）

1. 基本サービスおよび/または beat/active box 追加サービスが終了した場合、お客様はただちにサービス提供者から貸与された beat-box および付属品をサービス提供者に返還し、かつ残債務の全額を即時サービス提供者に支払うものとします。
2. 前項の場合、お客様はサービス提供者から貸与された製品等に格納されたお客様の情報を、お客様の費用と責任で消去するものとします。

第 17 条（その他）

その他の事項については、サービス契約のとおりとします。

・beat サービス利用規約（全基本サービス共通）2023 年 9 月 28 日 制定

以下の利用規約を統合しました。

beat/basic サービス(beat-box-mini)版 2020 年 4 月 30 日 制定、2022 年 4 月 1 日 前回改定

beat/active サービス版 2013 年 8 月 22 日 制定、2022 年 4 月 1 日 前回改定

beat/solo サービス版 2018 年 11 月 19 日 制定、2022 年 4 月 1 日 前回改定

beat/solo 見守りサービス版 2023 年 3 月 15 日 制定

・2023 年 10 月 31 日 改訂

・2024 年 2 月 16 日 第 8 条第 5 項 改訂

・2024 年 7 月 3 日 改訂

beat air サービスをオプション契約条項一覧表に追加

以上

基本サービス契約条項（beat/solo サービス版）

1. 基本サービス

サービス提供者が提供する「beat/solo サービス(以下、基本サービスといいます)」の内容は次のとおりとします。

- (1) beat-noc により、通信回線、beat-box、beat-box に格納するウイルス定義ファイルの更新およびクライアント PC の状況を監視します。
- (2) beat-box により、次の機能等を提供します。
 - ① ファイアウォール機能
 - ② 利用者の追加・削除
 - ③ グループの追加・削除、責任者およびメンバーの変更
 - ④ メールのウイルスチェックおよびウイルス感染メールの破棄
 - ⑤ ファイルダウンロード時のウイルスチェックおよびウイルス感染ファイルのダウンロード停止
 - ⑥ 迷惑メールチェックならびにメール件名への文字列付加(お客様が選択した場合)
- (3) サービス提供者は、サービス提供者が指定する連絡先(以下コンタクトセンターという)において、お客様の質問に対し助言します。ただし、お客様の質問等は、本サービスの範囲に限るものとします。
- (4) beat-box に障害が発生した場合、サービス提供者はお客様の要請にもとづきサービス提供者の指定する技術者の電話または訪問により、障害復旧を試みます。ただし、当該障害復旧にあたり、お客様はサービス提供者が依頼した事項に協力するものとします。
- (5) サービス提供者が前(3)および(4)のサービスをお客様に提供する時間帯は、各々次のとおりとします。
 - ① コンタクトセンターの対応時間帯は、サービス提供者所定の営業日・営業時間内とします。
 - ② サービス提供者の指定する技術者の対応時間帯は、サービス提供者所定の営業日・営業時間内とします。

2. オプションサービス

- (1) 前 1.基本サービスに付加するオプションサービスの内容は、後記記載のオプションサービス条項一覧表のとおりとします。
- (2) お客様は、オプションサービスのうち「beat コンテンツフィルターサービス」を以下に記載する条件にもとづき、基本サービスの beat-noc が接続された日を起算日とする 365 日後を限度として無償で利用できるものとします。
 - ① 前 1.基本サービスの(3)から(5)までのサービスは含まれないものとします。
 - ② 前①の定めにかかわらず、お客様が前 1.基本サービスの(3)から(5)までのサービスの提供を希望する場合、有償の該当オプションサービスまたは「beat/solo コンテンツフィルターサービス 2 年タイプ」を別途契約することができます。
 - ③ 無償利用期間終了後も継続して該当オプションサービスの提供を希望する場合、お客様は「beat コンテンツフィルターサービス」または「beat/solo コンテンツフィルターサービス 2 年タイプ」を別途契約するものとします。

以上

基本サービス契約条項（beat/solo 見守りサービス版）

1. 基本サービス

サービス提供者が提供する「beat/solo 見守りサービス(以下、基本サービスといいます)」の内容は次のとおりとします。

- (1) beat-noc により、通信回線、beat-box、beat-box に格納するウイルス定義ファイルの更新およびクライアント PC の状況を監視します。
- (2) beat-box により、次の機能等を提供します。
 - ① ファイアウォール機能
 - ② 利用者の追加・削除
 - ③ グループの追加・削除、責任者およびメンバーの変更
 - ④ メールウイルスチェックおよびウイルス感染メールの破棄
 - ⑤ ファイルダウンロード時のウイルスチェックおよびウイルス感染ファイルのダウンロード停止
 - ⑥ 迷惑メールチェックならびにメール件名への文字列付加(お客様が選択した場合)
- (3) サービス提供者は、サービス提供者が指定する連絡先(以下コンタクトセンターという)において、お客様の質問に対し助言します。ただし、お客様の質問等は、本サービスの範囲に限るものとします。
- (4) beat-box に障害が発生した場合、サービス提供者はお客様の要請にもとづきサービス提供者の指定する技術者の電話または訪問により、障害復旧を試みます。ただし、当該障害復旧にあたり、お客様はサービス提供者が依頼した事項に協力するものとします。
- (5) beat サービス共通規約の第 5 条(13)に定める条件に従い、対象の PC へのサイバーインシデント駆けつけ・初動対処を行います。
- (6) サービス提供者が前(3)から(5)までのサービスをお客様に提供する時間帯は、各々次のとおりとします。
 - ① コンタクトセンターの対応時間帯は、サービス提供者所定の営業日・営業時間内とします。
 - ② サービス提供者の指定する技術者の対応時間帯は、サービス提供者所定の営業日・営業時間内とします。

2. オプションサービス

- (1) 前 1.基本サービスに付加するオプションサービスの内容は、後記記載のオプションサービス条項一覧表のとおりとします。
- (2) お客様は、オプションサービスのうち「beat コンテンツフィルターサービス」を以下に記載する条件にもとづき、基本サービスの beat-noc が接続された日を起算日とする 365 日後を限度として無償で利用できるものとします。
 - ① 前 1.基本サービスの(3)から(6)までのサービスは含まれないものとします。
 - ② 前①の定めにかかわらず、お客様が前 1.基本サービスの(3)から(6)までのサービスの提供を希望する場合、有償の該当オプションサービスまたは「beat/solo コンテンツフィルターサービス 2 年タイプ」を別途契約することができます。
 - ③ 無償利用期間終了後も継続して該当オプションサービスの提供を希望する場合、お客様は「beat コンテンツフィルターサービス」または「beat/solo コンテンツフィルターサービス 2 年タイプ」を別途契約するものとします。

以上

オプションサービス契約条項一覧表
(beat/solo サービス、beat/solo 見守りサービス兼用版)

オプションサービス名	サービス内容
beat/solo 初期登録サービス	<p>(1) サービス提供者は次の初期登録作業を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① beat-box の設置 ② お客様の LAN (HUB 等), 回線終末装置, モデムへの beat-box 付属ケーブルの接続 ③ beat-noc への接続設定 <p>(2) 前項の初期登録作業には、次の作業は含まないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① クライアント PC の設置および環境設定 ② LAN の構築や配線 ③ 回線終末装置, モデムの設置または設定 <p>(3) 第 1 項の作業において、お客様が利用する ISP 指定の ID およびパスワード等、設置作業に必要な情報をお客様がサービス提供者の技術者に開示せずに、サービス提供者の技術者が当該作業を完了できない場合、当該設置作業を完了するまでに要したサービス提供者の技術者の訪問回数に応じて、サービス提供者はお客様にサービス提供者所定の訪問料金を請求することができるものとします。</p>
beat PC クライアントアンチウイルスサービス	<p>(1) サービス提供者は、お客様がサービス契約にて契約する本サービスの数量を上限ライセンスとして、サービス提供者が推奨する事業者のアンチウイルスプログラムをお客様に提供します。</p> <p>(2) お客様は、前号のライセンス数を契約後、当月内は削減できないものとします。</p>
beat/solo 利用者追加サービス	<p>(1) お客様は、10 アカウント単位でサービス提供者所定のアカウントを上限として申し込めるものとします。</p> <p>(2) お客様は、前号のユーザー数を契約後、当月内は削減できないものとします。</p>
beat リモートアクセスサービス	<p>(1) お客様は、beat-box に LAN 接続していない端末(以下、外部端末という)からインターネットを介して beat-box にアクセスし、次のことが実施できます。ただし、外部端末からの同時アクセスは、サービス提供者所定の接続数以下とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① beat-box の WWW サービスのアクセス ② beat-box に接続する機械装置にアクセスし、プリンターへの印刷指示、WWW サービスへのアクセス、ファイルサービスへのアクセス、メールサービスへのアクセス <p>(2) お客様が付与するリモートアクセス権は、お客様の責任で管理するものとします。</p> <p>(3) お客様は、本サービスの利用者が本サービスに接続する外部端末・メールアドレス・パスワード等を厳重に管理するよう、適切な措置を講ずるものとします。</p> <p>(4) お客様は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① リモートアクセスサービス用にサービス提供者がお客様に提供する接続ツール(以下、接続ツールという)を不特定多数がアクセス可能な状態にすること。 ② お客様が指定した beat サービスの利用者以外に、接続ツールを配布すること。 ③ beat サービス利用者に、リモートアクセスサービスを利用する目的以外で接続ツールを配布すること。 ④ 接続ツールのリバース・エンジニアリング、接続定義ファイル、PC 環境キーファイルの解析を行うこと。 ⑤ リモートアクセスにより beat-box と接続されている外部端末を LAN に接続し、当該 LAN に接続されている他の機械装置のゲートウェイとして外部端末を利用すること。 <p>(5) リモートアクセスサービスが終了した場合、お客様は接続ツールをアンインストールし、かつ接続ツールのインストーラーを廃棄するものとします。</p>
beat コンテンツフィルターサービス	<p>サービス提供者は、当社が指定する第三者提供のデータベースを使用し beat-box に接続した PC から Web サイトへのアクセスを制限する機能をお客様に提供します。</p>
beat/solo ずっと安心ケアサービス	<p>(1) 本オプションサービスは、beat-box の設置を伴う基本サービスの新規契約時のみ契約できるものとします。</p> <p>(2) サービス提供者は、beat-box が稼働していないことを検知した場合、電話または電子メール等により、お客様にその旨を連絡し、正常に稼働させる方法について指示するものとします。</p> <p>(3) お客様は、サービス契約開始日から 5 年後の応当日以降において、その時点で使用している beat-box を最新の beat-box へ交換することをサービス提供者に請求することができます。ただし、次の場合、サービス提供者は beat-box の交換を行わないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本サービスの契約開始日から 5 年後の応当日の前々日以前に本サービスを解約した場合。 ② 本サービスの契約開始日から 5 年後の応当日以降に本サービスを解約した後に beat-box の交換を請求した場合。 ③ お客様が beat-box の交換を請求した時点で利用している beat-box が、お客様が利用し始めて 5 年経過していない場合。
beat/active アプリケーション制御サービス	<p>(1) サービス提供者は、当社が指定する第三者提供のアプリケーション識別エンジンを使用し、beat-box 配下でインターネット上のサーバーとやり取りするアプリケーションの通信を、アプリケーション毎に制御する機能をお客様に提供します。</p> <p>(2) アプリケーション制御の遮断処理では、アプリケーションの識別を行ってから通信を遮断します。そのためアプリケーションのすべての通信の遮断を保証するものではありません。</p>
beat/solo サンドボックスサービス	<p>(1) サービス提供者は、富士ファイルビジネスインバージョンが指定する第三者提供のウイルスチェックエンジンを使用し一次判定を行ったのち、更なる解析が必要と判定された場合、該当ファイルを第三者が提供する国内に設置された外部のサンドボックス環境に送付し、ウイルスかどうかをより詳細に解析、判定する機能をお客様に提供します。</p> <p>(2) サンドボックスでの解析を行っている間もしくはウイルスと判定された場合は、解析対象のファイルを含むメール/ Web アクセス/ FTP の通信は beat-box で遮断されます。</p>

beat air サービス	<p>(1) 本オプションサービスは、「beat air アクセスポイント S サービス(以下、beat air AP-S といいます)」「beat air アクセスポイント M サービス(以下、beat air AP-M といいます)」「beat air アクセスポイント L サービス(以下、beat air AP-L といいます)」「beat air アクセスポイント S サービス(以下、beat air セキュア AP-S といいます)」「beat air セキュアアクセスポイント M サービス(以下、beat air セキュア AP-M といいます)」「beat air セキュアアクセスポイント L サービス(以下、beat air セキュア AP-L といいます)」「beat air セキュア AP サービス」といいますの 3 種類、合わせて 6 種類があり(以下、総称して「beat air サービス」といいます)、サービス提供者は、次の条件でサービスを提供するものとします。</p> <p>(2) beat air AP サービスと beat air セキュア AP サービスは、契約数量と同数のこれらのサービスに必要な機械装置(以下、beat air AP 装置といいます)を富士フイルムビジネスインノベーション株式会社からお客様へ貸与します。</p> <p>(3) beat air AP サービスと beat air セキュア AP サービスは、beat-box の LAN(HUB 等)に beat air AP 装置を接続し、beat-box の LAN と接続する Wi-Fi 環境を 1 つ提供します。また、お客様が希望する場合、beat-box の LAN と接続せずにインターネットへアクセスできるゲスト用の Wi-Fi 環境を 1 つ提供します。契約の数量に関わらず、beat-box の LAN と接続する Wi-Fi 環境とゲスト用 Wi-Fi 環境はそれぞれ 1 つのみの提供です。</p> <p>(4) beat air セキュア AP サービスは、Wi-Fi 環境からのインターネットアクセスを beat-box による防御に加えて、クラウド上のセキュアインターネットゲートウェイによる防御を提供します。</p> <p>(5) beat air AP サービスと beat air セキュア AP サービスは、同時に契約できません。いずれかを既に契約済みで他方の契約を希望する場合は、元の契約の解約と他方の新規契約が必要となります。</p> <p>(6) Cisco Systems, Inc 社が規定する「End Customer Agreement」に同意いただくものとします。 https://meraki.cisco.com/meraki-support/policies/#end-customer-agreement</p> <p>(7) beat air サービスの契約開始日から 2 年後の応当日の前日(以下、beat air 満了日といいます)以前に、beat air サービスまたは基本サービスの解約もしくは数量減をした場合、またはサービス契約第 13 条第 2 項にもとづきサービス提供者がサービス契約を解除した場合、お客様はサービス契約第 1 条第 4 号で定めるサービス料金とは別に、解約日の翌日から beat air 満了日までの期間に応じて日割り計算したサービス料金のうち当該解約もしくは数量減等をした分の beat air サービスの対価相当額を解約等加算金としてサービス提供者に支払うものとします。また、beat air セキュア AP から beat air AP への変更契約の場合 beat air セキュア AP の契約開始日から beat air 満了日までの期間に応じて日割り計算した beat air セキュア AP と beat air AP の差額を変更加算金としてサービス提供者に支払うものとします。</p> <p>(8) お客様は、beat air サービスを契約し、かつ次の条件に該当する場合、beat air アクセスポイント初期登録サービスをあわせて契約するものとします。このとき beat air アクセスポイント初期登録サービスは、beat air サービスの契約数が増加した数量と同数の契約が必要となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新規に beat air サービスの利用を開始する場合 ② 既に契約している beat air AP を解約し、新たに beat air セキュア AP を契約する場合、または既に契約している beat air セキュア AP を解約し、beat air AP を契約する場合 ③ 契約している beat air の数量を追加する場合。 <p>(8-1) 新規に beat air サービスの利用を開始する時、サービス提供者は次の初期登録作業を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 注文時に指定の管理者メールアドレスへのユーザ管理画面アクセス権限付与と事前通知 <p>(8-2) 新規に beat air サービスの利用を開始する時、お客様は次の初期登録作業を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 通知されたユーザ管理画面へ接続し、Wi-Fi 環境を利用するユーザの追加 ② beat air サービスの Wi-Fi 環境への接続確認 <p>(8-3) 契約数が増数の時、サービス提供者は次の初期登録作業を行います。 但し、beat air AP-S と beat air セキュア AP-S 間、beat air AP-M と beat air セキュア AP-M 間、beat air AP-L と beat air セキュア AP-L 間での契約変更により、相互の契約数の増数と減数が同数の場合は除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① beat air AP 装置への出荷前初期設定(当社規定の注文書類にて指定可能な設定項目について注文時にお客様が指定した値と当社が推奨する設定値) ② beat コンタクトセンターでのサポート情報登録とリモート監視開始準備 <p>(8-4) 契約数が増数の時、お客様は以下の作業を行います。 但し、beat air AP-S と beat air セキュア AP-S 間、beat air AP-M と beat air セキュア AP-M 間、beat air AP-L と beat air セキュア AP-L 間での契約変更により、相互の契約数の増数と減数が同数の場合は除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① beat air AP 装置の受け取りと内容物の確認 ② beat air AP 装置の beat-box の LAN への接続と電源の接続 ③ beat air サービスの Wi-Fi 環境への接続と LED 点灯の確認 <p>(8-5) 契約数が、減数の時、サービス提供者は次の作業を行います。 但し、beat air AP-S と beat air セキュア AP-S 間、beat air AP-M と beat air セキュア AP-M 間、beat air AP-L と beat air セキュア AP-L 間での契約変更により、相互の契約数の増数と減数が同数の場合は除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① beat air アクセスポイント機器の回収キットをお客様へ送付 ② beat コンタクトセンターでのサポート情報修正とリモート監視環境の修正 ③ beat air アクセスポイント機器の返送管理 <p>(8-6) 契約数が、減数の時、お客様は次の初期登録作業を行います。 但し、beat air AP-S と beat air セキュア AP-S 間、beat air AP-M と beat air セキュア AP-M 間、beat air AP-L と beat air セキュア AP-L 間での契約変更により、相互の契約数の増数と減数が同数の場合は除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① beat air AP 装置のお客様ネットワークからの切り離しと電源断 ② 回収キットの受け取り ③ 回収キットへの beat air AP 装置の梱包と発送 <p>(9) お客様は、本サービスを円滑に提供する目的でサービス提供者がリモートで beat air AP 装置およびお客様ネットワーク環境にアクセスすること、ネットワークのトラフィック状況またはセキュリティ状況を分析することをサービス提供者に許可するものとします。その場合、お客様はサービス提供者がアクセスする beat air AP 装置およびお客様ネットワーク環境において、メールアドレス・パスワード・データ等を厳重に管理するものとします。</p>
---------------	--

	<p>(10) サービス提供者の指定するサービス拠点から 100km 以上離れている場所にサービス提供者の技術者を派遣して本サービスを提供する場合、お客様はサービス提供者の請求にもとづきサービス提供者所定の遠距離保守サービス料金等をサービス提供者に支払うものとします。</p> <p>(11) サービス提供者の技術者が障害原因を調査した結果、beat air AP 装置および beat air AP 装置に格納するソフトウェア以外の機械装置、器具類またはコンピューター・プログラムに原因があることが判明した場合、お客様はサービス提供者所定の基準により計算される原因調査料金をサービス提供者に支払うものとします。</p> <p>(12) お客様は、サービス提供者所定の適切な設置環境を確保し、サービス提供者が技術者を派遣する場合、当該技術者が安全に必要な作業を提供できる状態を維持するものとします。</p> <p>(13) お客様は、beat air AP 装置に接続する機械装置、コンピューター・プログラムおよびデータを取り外し、かつ設置使用環境、接続使用する製品側の原因その他影響を与え得ると合理的に判断される要因を、サービス提供者が要請した場合、お客様の費用と責任において調査するものとします。</p> <p>(14) 次のいずれかの事由に該当する場合、サービス提供者は本サービスの提供義務を免れるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① サービス提供者所定の取扱説明書等に記載された操作方法以外の使用またはサービス提供者所定の設置使用環境以外での使用に起因する故障・障害 ② 誤操作、落下、電磁的影響、強い衝撃その他取扱い上の不注意に起因する故障・障害 ③ beat-box 以外の機械装置、付属品以外の器具類・ケーブル等またはソフトウェア以外のコンピューター・プログラムに起因する故障・障害 ④ サービス提供者が指定する者以外の者による beat-box の修理もしくは改造またはサービス提供者が指定する方法以外の方法による beat-box の移動に起因する故障・障害 ⑤ 火災、風水害、地震等の天災地変およびその他不可抗力に起因する故障・障害 ⑥ サービス提供者の指定する仕様規格以外のパーツまたは消耗品等の使用に起因する故障・障害 ⑦ お客様が作成したコンピューター・プログラムおよびデータの復旧、お客様が独自に設定した使用環境への復旧その他納入時と異なる状態への復旧 ⑧ お客様が使用する LAN の故障・障害 ⑨ 高所作業、重量物の移動を伴う作業その他の危険作業 <p>(15) サービス契約第 7 条にもとづきお客様が beat air AP 装置の設置場所を変更し、新たな設置場所の使用環境により本サービスの全部または一部が利用できない場合においても、お客様はサービス契約第 6 条第 1 項で定義する料金等をサービス提供者に支払うものとします。ただし、新たな設置場所においてサービス提供者が本サービスを提供できない場合、お客様およびサービス提供者はサービス契約の継続可否について協議するものとします。</p> <p>(16) お客様は、サービス提供者がお客様の機密情報を本サービスの履行もしくは必要に応じたお客様への提案または情報提供の目的で使用することに同意するものとします。なお、サービス提供者が富士フイルムビジネスイノベーション株式会社以外の場合、サービス提供者は富士フイルムビジネスイノベーション株式会社および本サービスの履行に必要な関連会社にお客様への提案および情報提供の送信を委託できるものとします。</p> <p>(17) beat air AP 装置および付属品の所有権は当社に属し、お客様はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従い使用します。</p> <p>(18) お客様の故意または過失により、beat air AP 装置が故障、破損または紛失した場合、お客様はサービス提供者および当社に生じた損害を賠償するものとします。</p> <p>(19) お客様は、当社の所有権を侵害する第三者の行為に対して、差押、仮差押、仮処分、公租公課の滞納処分その他いかなる事由であっても、beat air AP 装置が当社の所有に属することを主張、証明するものとします。これらの事態が発生した場合、お客様はただちにその旨をサービス提供者に通知し、サービス提供者の指示に従います。</p> <p>(20) お客様は、次の事項をお客様の費用と責任において常時実施するものとし、サービス提供者は当該プログラムおよびデータの保護について責任を負わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① お客様は、beat air AP 装置および beat air AP 装置とローカルエリアネットワーク等で接続されたお客様の機器等、お客様が本サービスを利用するために格納したプログラムおよびデータの保護のため、適切な防御措置を施すこと ② beat air AP 装置の盗難、破壊、不正操作を防止するため、適切な保安処置を施すこと <p>(21) お客様は、beat air AP 装置について、次の行為を行わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① サービス提供者が指定したコネクタおよびスロット以外のものを beat air AP 装置に接続すること ② beat air AP 装置を分解すること ③ beat air AP 装置に独自のプログラムをインストールすること ④ beat air AP 装置を電子通信傍受の目的で使用すること ⑤ 本サービス以外の目的に beat air AP 装置を使用すること <p>(22) サービス提供者は、機能改良、サービス契約または本利用規約の条件で本サービスを継続させる目的もしくは不正アタック、ウイルスなど新たな攻撃手法の出現に対応する目的で、お客様に貸与している beat air AP 装置を交換すること、もしくはサービスの仕様または提供内容をお客様の承諾を得ずに変更または停止することができるものとします。この場合、サービス提供者はお客様に、当該変更内容を事前に通知するものとし、当該通知の内容はサービス契約および本利用規約に優先して適用されるものとします。</p> <p>(23) 前項にもとづき、サービス提供者の指定する技術者の訪問による作業が発生する場合、当該作業はサービス提供者所定の営業日・営業時間内に実施するものとします。</p> <p>(24) お客様が使用する beat air AP 装置を本条第 1 項に記載する目的または故障等により、サービス提供者が交換する場合、富士フイルムビジネスイノベーション株式会社は仕様変更後の beat air AP 装置をお客様に貸与することがあります。</p> <p>(25) 基本サービスおよび/または beat air サービスが終了した場合、お客様はただちにサービス提供者から貸与された beat air AP 装置および付属品をサービス提供者に返還し、かつ残債務の全額を即時サービス提供者に支払うものとします。</p>
--	---

■オプションサービス（タイプ別）

オプションサービス名	サービス内容
beat/solo コンテンツフィルタサービス 2年タイプ	<p>(1) サービス提供者は、当社が指定する第三者提供のデータベースを使用し beat-box に接続した PC から Web サイトへのアクセスを制限する機能をお客様に提供します。</p> <p>(2) 本オプションサービス契約開始日から2年後の応当日の前々日以前に、本オプションサービスまたは基本サービスを解約した場合、またはサービス契約第13条にもとづきサービス提供者がサービス契約を解除した場合、お客様はサービス契約第1条第4号で定めるサービス料金とは別に、解約日の翌日を起算日として本オプションサービス契約開始日から2年後の応当日の前日までの期間に応じて日割計算した本オプションサービスの対価相当額を解約加算金としてサービス提供者に支払うものとします。</p>
beat/solo セキュリティパック(CF/AC/SB)	<p>(1) 本オプションサービス(以下、セキュリティパック)は、「beat コンテンツフィルタサービス」、「beat/solo アプリケーション制御サービス」、「beat/solo サンドボックスサービス」すべてのサービス内容を提供します。</p> <p>(2) セキュリティパックの契約開始日から3年後の応当日の前日(以下、セキュリティパック満了日といいます)以前に、セキュリティパックまたは基本サービスを解約した場合、またはサービス契約第13条第2項にもとづきサービス提供者がサービス契約を解除した場合、お客様はサービス契約第1条第4号で定めるサービス料金とは別に、解約日の翌日からセキュリティパック満了日までの期間に応じて日割計算したサービス料金のうち当該セキュリティパックの対価相当額を解約加算金としてサービス提供者に支払うものとします。</p>

以上

(別紙1) 保険規約

■ 保険の概要

補償発動要件を満たした場合にご提供する駆け付け対応にかかった費用について、本サービスの 1 契約あたり 1 年間の保険責任期間において 1 回あたり 10万円(税その他一式全て含む)を限度に 2 回分、合計 20万円を限度に保険金をお支払い致します。

■ 補償発動要件

富士フィルムビジネスイノベーション株式会社が提供する本サービスによるお客様の beat-box 責任者へのウイルス検知メール発信に起因して、被保険者(お客様)が所有または管理するネットワーク(ただし、専ら他人に使用される目的のものを除きます。)に対するウイルス感染等の発生またはそのおそれの発生が明らかになること。

■ 補償する費用

ウイルス感染等の有無を判断するために支出する調査依頼費用およびウイルス感染等の原因調査ならびに初動対処のために支出する駆け付け費用。ただし、富士フィルムビジネスイノベーション株式会社 相談窓口にてご案内した IT 事業者(以下、保守会社といいます。)が駆け付け対応をした場合に限りです。

■ 保険責任期間

本サービスの利用開始日から利用終了日までです。本サービスの利用期間満了後または本サービス解約後に生じた原因に基づく駆け付けに関する費用に関しては保険金の支払いはなされず、お客様負担となります。

■ 支払限度額

20万円(本サービスの 1 契約あたり 1 年間の保険責任期間で 1 回の駆け付け対応あたり 10万円を 2 回分が保険金支払いの対象となります。金額には税その他一式全て含まれます。)

■ 主な保険が支払われない場合

- ・ 保険責任期間の開始日より前に発生した事由により事故が発生するおそれがあることを保険契約者(富士フィルムビジネスイノベーション株式会社)または被保険者(お客様)が保険責任期間の開始時に認識していた場合(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)
- ・ 被保険者(お客様)による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ・ 被保険者(お客様)が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)
- ・ 補償発動要件に該当しないもの

■ 注意事項

- ・ 保険金請求に関する保険会社との手続きは富士フィルムビジネスイノベーション株式会社が行います。従いまして、被保険者(お客様)から富士フィルムビジネスイノベーション株式会社に保険金請求権を委任頂くことになります。
- ・ 保険金のお支払先は保守会社となります。被保険者(お客様)は富士フィルムビジネスイノベーション株式会社に保険金請求権と保険金受領権を委任いただいた上で、富士フィルムビジネスイノベーション株式会社が保険金の請求手続きをし、保守会社に保険金をお支払いします。
- ・ 保険を使った駆け付け対応が利用できる期間は、お客様の beat-box 責任者へのウイルス検知メール送信後、30日以内とします。

■ 相談窓口

お客様の beat-box 責任者の方がウイルス検知メールを受信された場合には、お客様の beat-box 責任者の方より富士フィルムビジネスイノベーションが本サービスのホームページに掲載する相談窓口にご連絡ください。

以上

(別紙2) 駆けつけ作業

お客様は、保守会社が提供する駆けつけ作業について、次の各条件をあらかじめ確認のうえ同意したものとします。

1. 保守会社が行う駆けつけ作業に起因または関連して発生した損害について、保守会社の故意または重過失に起因する場合を除き、保守会社は何らの責任も負いません。また、当該損害に関する保守会社の責任は、本利用規約に基づくサービス提供者の責任の範囲に限られるものとします。
2. 駆けつけ作業における作業時間は次の通りです。
 - ・作業時間は、延べ 10 時間以内です
 - ・作業日数は、延べ 2 日以内です
 - ・上記の作業時間を超える作業をご依頼いただく場合は、別途費用が発生します。
3. 駆けつけ作業における作業対象の PC は次の通りです。
 - ・作業対象の PC は Windows 端末であること
 - ・ウイルスに感染したことが beat-box 責任者宛のメールにて特定された PC であること
 - ・本サービスの beat-box が設置されている敷地内に設置された PC であること
 - ・作業対象の PC は最大 5 台までであること
4. 駆けつけ作業によりウイルススキャンを実施する場合は、作業対象の PC に以下のアンチウイルスソフトウェアのいずれかがインストールされ実行されている必要があります。
 - ・beat アンチウイルス
 - ・オフィスあんしんセキュリティーサービス MA
 - ・トレンドマイクロ社/Trellix 社の Endpoint Security 製品
 - ・Microsoft Defender
5. 駆けつけ作業により PC のリカバリーを実施する場合は、お客様から当該リカバリーメディアを提供いただき、そのリカバリーメディアの範囲内で実施します。
6. 駆けつけ作業の作業結果は保証されません。
 - ・完全なウイルスの発見、および、ウイルス駆除は保証されません
 - ・リカバリーメディアからの完全な復元、およびデータの復元等は保証されません
7. 駆けつけ作業の内容は、beat サービスのホームページに掲載された最新の内容のとおりとします。本別紙と内容が異なる場合には、ホームページ上に掲載された内容が優先されます。

以上